

福祉交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

福祉交流施設条例の一部を改正する条例

福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条、第6条関係）							別表第1（第2条、第6条関係）						
施設名	プール 体育館 第1卓球室 第2卓球室 トレーニングルーム 陸上競技場 テニスコート ゲートボール場 アーチェリ一場 第1会議室 第2会議室 第1教養室 第2教養室 第1研修室 第2研修室 <u>第3研修室</u> 創作室 陶芸室 音楽室 調理実習室 こども広場 ふれあいホール						施設名	プール 体育館 第1卓球室 第2卓球室 トレーニングルーム 陸上競技場 テニスコート ゲートボール場 アーチェリ一場 第1会議室 第2会議室 第1教養室 第2教養室 第1研修室 第2研修室 <u>創作室</u> 陶芸室 音楽室 調理実習室 こども広場 ふれあいホール					
別表第2（第6条関係）							別表第2（第6条関係）						
1・2 [略]							1・2 [略]						
3 会議室等の貸切利用料金の上限額							3 会議室等の貸切利用料金の上限額						
区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
[略]							[略]						
第2研修室	[略]						第2研修室	[略]					
第3研修室	1,900	2,400	3,040	4,300	5,440	7,330	創作室	[略]					
創作室	[略]						[略]						
[略]							[略]						
4 [略]							4 [略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。